

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市鶴瀬東一丁目二六六二番一五地先から同市鶴瀬東一丁目二六六二番二五地先まで		区間
一〇・三二二 一〇・六四	一〇・三二二 一一・六〇	敷地の幅員 (メートル)
八・五七		延長 (メートル)
富士見市道整備に伴う県道区域の減少。		備考